

令和7年度 学校経営方針

1 教育目標

- | | |
|-----------|-----|
| ○ 心ゆたかに | (徳) |
| ○ 体たくましく | (体) |
| ○ 賢い生徒の育成 | (知) |
- 〈調布市教育プランは徳、知、体の順〉

2 目指す学校像（学校スローガン）

目指す生徒像を「澄み渡る心 さわやかな態度 熱い姿勢」とし、学校スローガンを「さわやかで熱い四中」とする。

3 目標達成のための基本方針

(1) 「心ゆたかな生徒」を育成するために

- ① 自分を大切にし、他の人の良さや違いを認め合い、あらゆる偏見や差別をなくすことができるよう人権教育を推進する。
- ② 自他の生命を大切にする豊かな心を育むために、自尊感情や自己有用感を向上させる教育を推進する。
- ③ 特別支援教育の視点に立ち、合理的配慮や個々の特性に応じた指導の充実を図る。

(2) 「体たくましい生徒」を育成するために

- ① 望ましい食習慣や食を選択する力を身に付けることができるよう食育を推進し、健康な身体づくりや健康管理の充実を図る。
- ② 体力向上施策や保健指導の充実を図り、発達段階に応じた体力及び身体づくりを推進する。
- ③ 望ましい勤労観・職業観や社会性を身に付け、生涯にわたって一人一人が幸福や生きがいを感じられるような学びを推進する。

(3) 「賢い生徒」を育成するために

- ① 主体的・対話的で深い学びの実現に向けて、適切な指導計画・評価計画を基に、少人数・習熟度別指導等を効果的に実施するとともに、インクルーシブ教育の視点に立った授業を構築する。
- ② モバイル端末の活用を通して、「個別最適な学び」、「協働的な学び」を一体的に充実させ、授業改善を推進するとともに、情報モラル教育について指導の充実を図る。
- ③ 各教科の系統性を踏まえ、義務教育9年間を見通した指導体制を構築し、基礎的知識・技能及び学習満足度を向上させる。

4 特色ある教育活動

(1) コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の一体的な取組により、地域人材による教育活動や部活動の運営・連携を推進し、将来、地域の担い手となる生徒の育成を図る。

- ① 地域人材による講演や体験活動を実施する。
- ② 部活動の運営を地域と連携して推進する。
- ③ 地域行事への参加やボランティア活動を行う。

(2) 学校図書等を活用した読書活動・学習活動を推進する。

- ① 始業前の朝読書を実施する。
- ② 図書委員会による、読書の啓発活動を行う。
- ③ 学校司書による、レファレンスサービスを行う。

(3) ESDの視点を踏まえ、日本の伝統や文化の継承・発展について学び、国際社会で活躍する日本人を育成する。

- ① 地域の人材を活用して、「茶道部」、「華道部」を運営する。
- ② 音楽科で箏学、家庭科で浴衣着付け、保健体育科で武道の授業を横断的に実施する。

(4) オリンピック・パラリンピック教育の「学校2020レガシー」として、「ボランティアマインド」、「障害者理解」、「豊かな国際感覚」の育成を図る。

- ① 「ボランティアマインド」では、地域学校協働本部を中心に地域と連携した体験活動として地域清掃を実施する。さらに、昼休みの落ち葉掃き、あいさつ運動を企画する。
 - ② 「障害者理解」では、車椅子、点字等の福祉体験を実施する。
 - ③ 「豊かな国際感覚」では、ALT(給食や放課後活動の時間)や留学生との交流を実施する。
- (5) 小中連携教育を推進し、小中学校の教育活動が円滑に接続できるようにする。
- ① 「調布市小中連携教育の日」を設定し、義務教育9年間を見通した教育活動を展開する。
 - ② 小学生を対象とした「体験授業」や「生徒会との交流」、「学校説明会」、「学校見学会」を行う。
- (6) 東京都児童・生徒体力・運動能力運動習慣等の調査を実施するとともに、一校一取組として体育の授業において「ちょこプラ1(ワン)調布」の取組を実施する。
- (7) 東京都の「学校の居心地向上検証プロジェクト」の指定を受け、生徒にとって居心地の良い学校環境を構築する。
- ① 意見箱等により生徒の意見を吸い上げ、学校風土の改善を図る。
 - ② 生徒コアチームの発足により、リーダーの育成を図る。

5 指導の重点

- (1) 各教科、特別の教科 道徳（以下道徳科）、総合的な学習の時間、特別活動

ア 各教科

- ① 一人1台モバイル端末を日常的かつ効果的に活用し、個人の思考を表現させ、更に共有・相互評価することで主体的・対話的で深い学びを実現する。
- ② 少人数・習熟度別指導、個別指導等により生徒一人一人の能力の伸長を図るとともに、基礎的・基本的な内容を定着させる。
- ③ ユニバーサルデザインの視点に立った個に応じた授業を展開する。
- ④ 生徒自ら学習課題・学習活動・発表形式を選択する機会を設け、個々の興味・関心を生かした自主的、自発的な学習を促す。

イ 道徳科

- ① 道徳教育全体計画に基づき、自他の生命尊重や思いやり心、規則を尊重する心など生きる力の核となる豊かな人間性を、道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて育成する。
- ② 道徳科の年間指導計画に基づき、道徳教育推進教師を中心として、計画的・系統的に「主体的に考え、議論する道徳」授業を展開し、道徳的実践力を育成する。
- ③ 4月の調布市防災教育の日に「生命の尊さ」、6月、11月及び2月の東京都ふれあい月間に「いじめ防止の指導」や「思いやり」、「友情」等を内容項目とした授業を実施する。
- ④ 12月の調布市いのちと心の教育月間に、内容項目「生命の尊さ」の授業を実施する。また、道徳授業地区公開講座を実施し、保護者、地域への理解・啓発を図る。

ウ 総合的な学習の時間

- ① 生徒自身が課題を設定し、解決に向けて情報を収集し、得られた結果を整理・分析し、そして成果を発表する場面でまとめ・表現する能力を育成する。さらには、生徒の内に育まれているよい点や進歩の状況等を評価し、自らの可能性や成長を実感させる。
- ② 学校図書館での資料の活用、近隣教育機関、モバイル端末、地域の人材活用、体験的な学習を取り入れるなど、多様な学習形態を用いる。
- ③ 職場体験、福祉体験、校外学習等の体験的活動を積極的に取り入れ、探究的な学習を行う。

エ 特別活動

- ① 学級活動
 - ・学級を単位として、学級や学校生活の充実と向上、生徒が当面する諸課題への対応に資する活動を行う。
 - ・学級への所属感を高め、生徒が落ち着いて過ごせる居場所をつくり、心理的安全性を感得させる。
 - ・望ましい食習慣を身に付けた健康な生活のために、食に関する指導の全体計画に基づいた食育を推進する。また、食物アレルギーへの配慮を行い、緊急対応訓練（年2回）や校内研修（年1回）により誤食事故防止を徹底する。
- ② 生徒会活動

- ・生徒会活動を通して異年齢の生徒同士で協力し、学校生活の充実と向上を図る。
- ・生徒会主催のボランティア活動等により、より良い学校生活を築こうとする自発的、自律的な態度を育てる。

③ 学校行事

- ・より良い学校生活を築くために、体育祭・合唱コンクールなど体験的な活動を通して、集団への所属感や連帯感を深め、居場所づくり、絆づくり、公共の精神を育む。
- ・旅行集団宿泊の行事を通して、見聞を広め、自然や文化に親しむとともに、より良い人間関係を築くなど集団の一員としての自覚を促す。

(2) 特別支援教育

ア インクルーシブ教育システムの考えに基づいた授業を展開し、個に応じた支援、合理的配慮及び指導の充実を図る。

イ 特別支援教育コーディネーターを中心とした校内委員会（不登校支援委員会を兼ねる）を週1回開催し、支援の必要な生徒の支援方法を検討する。また、特別支援教室専門員・不登校対応巡回教員・スクールソーシャルワーカー等を活用した教育相談や関係諸機関との連携を図る。

ウ 個別の教育支援計画や個別指導計画に基づき、校内通級教室及びスクールサポーター等による適応指導教室「STEP UP」を活用した指導・支援を行う。

エ 不登校対応巡回教員やスクールソーシャルワーカーによる指導・助言により、教員の指導力の向上を図る。

オ 個別の対応については、個別の指導計画を基に、スクールカウンセラー、調布市特別支援教育専門家チーム等の専門的な立場からの助言を受け、当該生徒・保護者のニーズに応える。

(3) 生活指導・進路指導

ア 生活指導

- ① あいさつ運動（市教委や地域団体と連携）、授業、朝礼、学年集会、始業前の心の健康観察をはじめ意図的・計画的な学年・学級経営を活用して協働体制をつくり、あいさつ、礼儀、時刻を守る等の基本的な生活習慣について、継続的に指導する。
- ② 学校いじめ対策委員会を週1回開催し、いじめ防止対策の取組やふれあい月間、毎月你的生活アンケート、SNS東京ノートの活用等により、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処に努め、いじめを根絶する。また、SOSの出し方教育を推進し、自殺の未然防止にあたる。
- ③ 特別支援教育校内委員会を中心に、不登校生徒や生活指導上配慮が必要な生徒に対して、ガイダンス機能の充実を図り、スクールカウンセラーや関係諸機関と連携を図り、子どもに寄り添ったきめ細やかな教育相談活動を展開する。
- ④ 安全で安心な学校環境を保持するために、学校安全計画に基づいた毎月の安全指導や避難訓練をはじめ、調布市防災教育の日、セーフティ教室、普通救命救急講習、がん教育、薬物乱用防止・喫煙防止教室等を通して、危険回避や安全確保について計画的・継続的に指導する。
- ⑤ 「人権教育プログラム」、「いじめ総合対策（第2次・一部改訂）」を活用し、指導の充実を図る。いじめに関しては、いじめに関する授業を年3回以上、校内研修を年3回実施する。
- ⑥ 服務事故防止月間に合わせて、性犯罪・性暴力から身を守る教育を推進する。
- ⑦ 「GIGA ワークブックとうきょう」の活用やSNS 学校ルールの見直しにより、情報モラル教育を推進し、自己指導能力を育成する。

イ 進路指導

- ① 学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けられるよう、キャリア教育の充実を図る。
- ② 小・中・高の12年間を見通したキャリア・パスポートを活用し、小学校からの進路指導を充実させるとともに、目的意識をもって生涯にわたり自己実現を図るための態度や能力を育成する。
- ③ 地域の理解や協力のもとで職場体験活動を実施し、望ましい勤労観・職業観を育むとともに、人間関係形成能力・情報収集能力・将来設計能力・意思決定能力を身に付けさせる。